

第16回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和3年6月2日（水）
船橋市保健福祉センター3階
保健検査室、歯科検診室

【議題】

○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

○開会後

1. 「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン（案）」について
2. 次回の会議について

【開会前】

1. 事務局説明

本日、欠席者なしの旨報告があった。

条例改正については、この会議のご議論を踏まえ、前回の議会で議決し、条例が成立し、来月7月から改正条例が施行される。

国の法律についても、動物取扱業者の飼養管理基準の具体化が行われ、昨日6月1日から新しい管理基準が適用されている。

残っているのが、ガイドラインの関係となる。7月に改正条例が施行されるので、これに合わせ、ガイドラインも7月から始められればと思っている。事務局で、これまでガイドランについてご議論いただいたものについて、最終案という形で整理し、本日示させていただく。

委員の皆様方には、これまでヒアリングなどもあったが、その内容も含め事務局で再度整理しているので、本日は限られた時間内だが、活発なご議論をお願いしたいと思う。

最後になるが、新型コロナウイルス感染症に関しては、本市でも高齢者に対するワクチン接種が始まった。ワクチン接種については、船橋市民は64万人いるので、我々も一生懸命頑張っていかなければいけないが、どうか皆様方も新型コロナウイルス感染症予防へのご協力を願いして、会議開催の挨拶とさせていただく。

2. 保健所長あいさつ

○保健所長 船橋市保健所長の筒井です。

委員の皆様方におかれましては、日頃本市の市政に対しご理解をいただき、誠にありがとうございます。会議開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただく。

動物愛護管理対策会議は、本日で16回目の開催となる。途中、委員の任期終了などで一部委員が変わっているが、第1回は、平成28年2月に立ち上げた。内容については、色々とご議論いただいたが、事務局としても課題であった、地域における飼い主のいない猫対策を中心にご議論を重ねてきた。これについては、第1回以降、断続的な形だが、飼い主のいない猫対策についてご議論いただいた。また、途中、国において動物愛護管理法の改正が行われ、その内容も踏まえつつ、この会議では、引き続き条例の改正についても、この場でご議論いただいた。

午後2時5分開会

会議の公開・非公開、傍聴者について

中村会長から、本日の会議は公開とすること、4人の傍聴申し出があつたことの報告があつた。

[傍聴者入室]

1. 「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン(案)」について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 資料1、修正箇所が分かる資料を用い、船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン(案)について説明する。

前回の会議までに、ガイドラインの素案に対し、沢山のご意見をいただきありがとうございました。委員の皆様からいただいたご意見を参考に、船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン(案)を作成したので、これについて説明する。なお、当初の予定どおり、条例の一部改正の施行と合わせ、7月1日にガイドラインの発行を予定している。

1ページをご覧ください。「はじめに」は、近年、幅広い世代の多くの人がペットを飼養しており、ペットは伴侶動物（コンパニオンアニマル）としてより人に近い存在になっている。一方、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮したうえで、その飼養及び管理を適正に行なうことが求められている。このガイドラインは、犬や猫を飼養・管理するにあたり、飼い主としての心構えと望ましい飼い方や管理方法、本市の取組みについて示し、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指すための一助となることを願い作成した。

2ページをご覧ください。黄色の部分が、前回の会議から修正した箇所となる。表題などの修正箇所

については、後程その部分で説明する。なお、最終的に、目次にはページ番号を入れ整理する。

3ページをご覧ください。グレーの網掛け部分は、委員のご意見を受け前回の会議までに修正し、ご確認いただいている部分です。

「1 犬や猫を飼い始めるにあたり考慮すべきこと」についてです。表題の「方へ」という表記を、他の表記とそろえるため、文言を整理した。犬や猫を飼うことは、自分以外の「命」を預かり、その一生について責任をもって面倒を見ることです。また、自分が最後まで責任を持って飼えるか、飼い始める前によく考える必要がある。これは、今回の条例改正にも加えた内容です。

「(1) 飼う前に考えること」として、人の都合で、犬や猫が飼えなくなることを防止するために、住環境、アレルギーや飼い主となりたい人の年齢などをチェック項目で示した。また、ライフスタイルの変化や、病気など、飼い主の都合により飼えなくなる場合もあり得るので、そのような場合に備えた準備が必要なことも示した。

「(2) どこから犬や猫を迎えるか?」には、犬や猫の迎え方は、ペットショップやブリーダーから購入するだけではなく、動物愛護指導センターや、ボランティアなどから、保護犬や保護猫を迎える方法もあることを示した。

「(3) 最後まで世話ができますか?」には、犬や猫は20年以上生きることもあるので、明らかに飼えない状況になることが分かっているのに、飼い始めてしまうのは無責任であること、万一のときに備え、代わりに最後まで飼ってくれる人を見つけておくことなどを示した。

5ページをご覧ください。ここからは、「2 飼い犬の飼養・管理」についてです。表題について、先程と同様に、「方へ」という文言を他の表記に揃え、飼い犬の飼養・管理についてと修正した。

「(1) 犬の登録と狂犬病予防注射の実施」については、狂犬病予防法に基づき、飼い犬は、一生に1回の登録が必要なこと、年に1回狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票を首輪などで犬に着ける

ことが義務付けられていることを示した。

「(2) 犬の係留義務」について、見出しと本文の表現を、条例に合わせ、犬は係留しておくことが義務付けられているという記載に修正した。また、犬は公園などで遊ばせる時もリードを放さないことで、店先に係留するのは、こう傷事故などの原因となるのでやめていただくことなどを示した。

「(3) 適切なリードの使用」について、散歩時に犬による飛びつきやこう傷事故などを防止するためには、散歩は犬を制御できるリードを使い、犬を確実に制御できる人が行うことを示した。また特に、伸縮リードは、周囲の人には伸びるということが分からぬいため、ふいに犬が動いて予想外に飼い主から離れるようなことがあると、大事故やトラブルにつながる恐れもあるため、伸縮リードは、犬を制御可能な長さにロックして使用することを示した。また、次のページになるが、リードの使用については、事故防止の観点から重要ですので、チェックボックスに確認事項を記載した。

6ページをご覧ください。「(4) ふんの持ち帰り義務」については、条例改正に係る部分であり、条例の表記に合わせ、ふんの置き去り禁止から、持ち帰り義務と修正した。また、日頃から、散歩時ではなく、自宅で排泄するしつけを行うことを示した。

「(5) こう傷事故（かみつき事故）発生時の措置」について、飼い犬が、人をかんでしまった場合は、条例に基づく届出が義務付けられていることを示した。また、犬による危害防止のため、犬を飼養している旨を表示することが義務付けられていることを示した。

「(6) しつけ（周辺地域の住民や環境への配慮）」については、飼い犬自身の安全や、周囲の人迷惑をかけないように、しつけは必要なことを示した。

7ページをご覧ください。「(7) 逸走（脱走）防止」については、犬は大きな音が苦手なので、雷や花火などでパニックになって外に飛び出さないように、逸走を防止する対策が必要なことや、日頃、首輪やケージなどに不具合が無いか確認することが必要であることなどを示した。

「(8) 所有明示」については、飼い主の氏名、電話番号などの連絡先を記した首輪や名札、マイクロチップなどを装着するよう努めること、また、犬猫等販売業者は、当該犬又は猫にマイクロチップを装着することが義務付けられていることを示した。

「(9) 繁殖制限」について、犬の生理について記載し、子犬が見たいという一時の感情で安易に出産させたり、無計画に出産を繰り返すと、すぐにきちんと世話をできる数を超てしまうことを記載し、繁殖を管理することは飼い主の責務であることを示した。

8ページをご覧ください。「(10) 動物の病気や感染症などの知識と予防」については、動物の病気の予防、食べ物、飼養環境などで気を付けなければいけないことを記載した。さらに、人と動物の共通感染症の予防にも努めていただくことを示した。

9ページをご覧ください。「(11) 災害対策」について、いざというとき、ペットを守るのは飼い主だけなので、避難する場合にはペットと一緒に避難場所に避難する同行避難が基本なこと、日頃からの備えが大切なことを示した。日頃からの備えとして、迷子札の装着、災害時に必要な健康管理としつけ、災害時に持ち出すものや避難にあたって準備しておかなければならないことを詳しく説明している。なお、事前に配布した資料から修正した部分を、緑色で示している。ペットは家族の一員があるので、ペットのための避難用品を人の避難用品と共に保管していただくことを加えた。

10ページをご覧ください。チェックボックスの中で、首輪、猫の場合はハーネスとしていたが、ハーネスは避難生活で痩せてしまった場合抜けてしまう事例もあるため、首輪、リード、ハーネスと修正し、動物によって必要なものを用意していただく記載とした。

「(12) 多数の犬又は猫の飼養（多頭飼育）に係る届出」について、条例改正に加えた事項となるが、犬・猫合わせて10頭以上飼う場合は、届出が必要なことを示した。また、沢山の犬や猫を飼養することは、手間や費用がかかり、地域住民へも配慮が必要なことを示した。

11ページをご覧ください。「(13) 終生飼養」について、飼い主には、ペットがその命を終えるまで適正に飼う責務があることを示し、また、結婚・離婚、出産、転職などの生活スタイルの変化、飼い主自身が病気や高齢になった、経済的な理由、引っ越し、家族のアレルギーや近所から苦情がきたなど、飼い主の都合でペットを手放すことになった例が多くあるため、将来への備えなどを具体的にチェックボックスで示した。

「(14) シルバー世代とペット」について、シルバー世代の飼い主とペットがともに幸せに暮らせるように、これから動物を飼う場合には慎重に判断することが必要なこと、万が一自分が病気などになってしまって、飼い続けることができなくなったら時にどうするか。そんなことも考えて対策を取つておくことがシルバー世代のペットへの責任であることを示した。

12ページをご覧ください。「(15) 万が一、飼い続けることが難しくなったら」について、どうしても飼えなくなったときは、新たな飼い主を探すこと、飼い主の責務であることを示した。これは、今回の条例改正で加えた部分もある。

「(16) 虐待・遺棄に関する法律と罰則」について、動物愛護管理法に基づき、虐待や遺棄に関する規制について示した。

14ページをご覧ください。「3 飼い猫の飼養・管理」について、こちらも、表題の「方へ」という表記を、他の部分と合わせ、飼い猫の飼養・管理についてと修正した。

「(1) 飼い猫の屋内飼養」については、条例改正で加えた事項になるが、条例により、飼い猫を屋内で飼うよう努めることが規定されていることを示した。また、屋内で飼うことのメリットや、屋内で猫が快適に暮らせる環境を整える方法について具体的に示した。

「(2) 逸走（脱走）防止」について、猫は、ドアの隙間や、窓や網戸を開けて外へ出てしまう事例が多く聞かれるので、それらを防止する方法を具体的に示した。

「(3) 所有明示」について、犬と同様に、飼い主の氏名、電話番号などの連絡先を記した首輪や名札、マイクロチップなどを装着するよう努めることに加え、猫用の首輪について例示した。

15ページをご覧ください。「(4) 繁殖制限」について、猫は、年間何回も出産ができ、繁殖力が強い動物であることを示し、繁殖を管理することは飼い主の責務であることを記載した。

「(6) 災害対策」については、猫の場合、キャリーケースをかくれ場所にしておくと、災害時の避難に役立つこと、リード、首輪やハーネスに慣らすなど、災害時にペットの安全の保持と事故の防止に努めることを示した。また、犬の災害対策で説明したように、逸走防止に首輪も有効となるので、首輪の記載を加えた。

17ページをご覧ください。ここから「4 飼い主のいない猫対策」の部分について説明する。

「(1) 飼い主のいない猫の現状と基本的な考え方」、「(2) 猫の飼養形態による分類」について、文言の整理などを行っているほか、(1)で、市で収容した猫について、返還・譲渡の努力を行うことを示した。

18ページ、「(3) 飼い主のいない猫へのかかわり方」については特に修正はない。

19ページをご覧ください。こちらは前回提示したとおり、全て削除した。

20ページをご覧ください。ここから22ページにかけて、「(4) 飼い主のいない猫対策の考え方」について示している。前回会議でも多数のご意見を頂いた部分になるが、まずローマ数字Iとして、「飼い主のいない猫への地域での取組み」を、ローマ数字IIとして、「動物愛護管理法に基づく猫の引取り」の2段構成に修正した。ローマ数字IのAからCとして、飼い主を探し、屋内での飼養を目指すこと、TNR活動、地域猫活動についてそれぞれ示した。

21ページをご覧ください。先ほど説明したとおり、ローマ数字IIとして、動物愛護管理法に基づく猫の引取りについて示した。前回までの意見を受

け、まず飼い主のいない猫対策としてAからCまでの対策を講じていただきても周辺の生活環境が損なわれる事態が継続している場合は、動物愛護指導センターは、動物愛護管理法に基づき、その原因となる猫の引取りを行わなければならない。なお、動物愛護指導センターで引取った猫は、できるだけ譲渡に努める。

22ページをご覧ください。飼い主のいない猫対策の検討例を図示したものになる。「(4) 飼い主のいない猫対策の考え方」についても再構築した。大きな修正点として、引取りについて生活環境が損なわれる事態が引き続き生じていることが前提であることを明記したこと、市として譲渡の努力を行う事を明記した。

23ページをご覧ください。「(5) 地域猫活動」について説明する。「1 それぞれの関係性」として、地域猫活動者や町会自治会などを含む地域住民、市、動物愛護団体、動物病院それぞれからの関わり方について示した。

24ページをご覧ください。それぞれの関係性について図示したものが図3になる。次に、「2 地域猫活動の実際」について示した。取組みの準備として必要なもの、そして最も重要な事項として、地域の理解と合意形成、そのうえでの活動のルール作りと試行について示した。

25ページをご覧ください。地域猫活動の実際として、「④ 地域住民への周知」について示した。こちらについては、この後ご議論いただきたい。その他、「⑤ 餌やり」、「⑥ トイレ」については、地域猫活動を行うにあたり、その衛生環境の保全には必須の事項となる。

26ページをご覧ください。「⑦ 繁殖制限」について示した。地域猫活動の猫を減らすという目的において、繁殖制限の徹底は必須です。また、「⑧ その他・被害防止軽減対策」、「⑨ 活動報告」について示した。「⑧ その他・被害防止軽減対策」は実際に猫の被害を受けている方への配慮として必要であること、捨て猫の防止について示した。「⑨ 活動報告」は、町会などに定期的な報告をすることによる、理解の継続や地域猫活動の評価に必要であ

ることを示した。

27ページをご覧ください。こちらは地域猫活動の流れを図示したものです。

28ページをご覧ください。迷惑防止策について示した。こちらは実際に被害を受けている人向けの対策について示した。

29ページをご覧ください。最後のセクションとして、「5 人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざして」について示した。市、市民等、町会自治会、獣医師会を含む動物病院、動物取扱業者それぞれの立場からの関わり方について示した。市は、飼い主への助言、指導を行うこと、市民一人一人は動物を周囲の迷惑にならないよう責任をもって飼養すること、町会自治会は、地域のつながりを深めることなどについて示した。

30ページをご覧ください。前回のご指摘を受け、動物が迷子になった際などの連絡先として、近隣保健所などへ連絡する旨記載を加えた。

31ページをご覧ください。「6 関係法令」については、表紙付きの完成版をご覧ください。
説明は以上になる。

.....

○中村会長 お聞きのとおりです。前回までの会議でガイドライン（素案）の内容について協議してきたが、本日がガイドライン発行前の最後の会議となるので、事務局と私で相談し、次にあげる重要な事項について、本日再度確認していきたいと思う。項目としては、まず、前回の会議で時間が足りず、会議後にご意見をいただいた、「① 地域猫活動者への質問」について協議し、次に、改めて当会議として確認しておきたい点として、「② 所有者の判明しない猫の引取り」について、「③ 地域猫活動における責任の所在について」、最後に、より議論を深めたい点として、「④ 地域猫活動における地域住民への周知の方法の検討」としたい。

では、前回時間が無く、会議の中で地域猫活動者へ伺えなかった点として、会議後にご意見をいただいた、「① 地域猫活動者への質問」について、事

務局から、ご説明をお願いする。

○動物愛護指導センター所長 第15回会議後に平川副会長から地域猫活動者に伺えなかつたご意見として事務局が受け、それをNPO法人ふなばし地域猫活動の清水代表に伺い、清水代表から回答をいただいたので、ご質問の趣旨とその回答を報告させていたく。

平川副会長からの質問の全文が参考資料1の1ページ目になり、2ページ目以降にその趣旨と清水代表からの回答を記載した。

まず一点目、地域猫活動は飼い主のいない猫を0にするものなのかというものです。

清水代表からは、地域猫活動の目的は、飼い主のいない猫によるトラブルをなくす活動であるとの話があった。猫の多い少ないではなく、猫により住民間でトラブルとなっているかどうかであり、また地域の環境美化のための活動であるという認識が必要となる。

次に、地域猫活動の終わりについてです。

清水代表からは、管理している猫がいなくなることが地域猫活動の終了であるとの回答があった。しかし、実際に猫が減少に転ずるまでは、年単位で時間がかかることや、最後の1、2匹を活動者などが保護して終了するといったパターンもあるそうです。当然、新たな猫の流入は起こり得ることですが、その猫を管理していくかどうかは地域の判断になることや、流入以外の捨て猫などを防止することが重要となる。

3点目です。地域猫活動と町会自治会の関わりについてです。

清水代表からは、町会自治会の協力の影響は大きいとの回答があった。町会自治会の協力があれば、活動が点から面になり、問題解決のスピードが上がる。加えて、町会内で勉強会を開き、住民に選択の機会を与えることなどのアドバイスがあった。また、勉強会を開催する際や一年ごとに役員が変わることのフォローなどには、センター職員の関りが必要ではないかとの市への意見もいただいた。

ここまで、平川委員からのご意見に対する清水代

表の回答について説明いたしましたが、これらを受けて事務局よりガイドライン案の一部修正について提案する。

ガイドライン20ページをご覧ください。「C 地域で管理する猫を決め最後まで世話をすること」の項目中で、地域猫活動の目的について、「地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指し、不妊手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています」と示している。こちらについては、今回の清水代表のご意見や、当会議でご協議いただいたご意見を踏まえ、また第13回の対策会議で、地域猫活動の目的を、「当面の間、地域の猫によるトラブルを軽減しつつ、その猫の命を全うし、将来的に飼い主のいない猫を減らしていくこと」と示しているように、当該部分について、第13回対策会議で示したような文言に修正することを提案する。

事務局からの説明は以上です。

○中村会長 今の説明について、ご意見をいただいた平川副会長から、補足することはあるか。

○平川副会長 地域猫活動には、色々な活動があるのではないかと思う。一つとして、猫を減らしていくという活動。動物愛護指導センターから聞かれたときに言ったが、谷中は地域で猫を管理しているというか、商店街の売りにして、その猫たちを見にお客さんが来て、地域にお金を落してくれる。それも地域猫活動の一つの形態だろうと思った。そういう形で色々あろうと思った。ただし、今、私共がガイドラインを作成していく中で目指してきたのが、地域で飼い主のいない猫を減らしていく努力、これを進めていくということずっと話をしてきた。その中で、町会自治会の関わりが出てきて、理解も必要となる。それは分かる。例えば、私や石川委員が行っているのは、そこに住んでいるかわいそうな猫をゼロにしたいということで努力している。ゼロになれば、その活動は終わる、なかなかゼロにするのは難しいが。地域猫活動も同じことを目指しているのか、それとも色々の手法があって、それを町会に

説明するときに、その地域によってやり方が違いますというのでは、なかなか町会自治会としては説明をしにくい。またもう一つは、途中で方針が変わった時に、町会自治会は未来永劫承認を与えたわけではないと思う。町会自治会も人が変わり、居住者や会長が変わってくると状況が変わってくるので、その活動について意見がでてくる可能性がある。だから、そこで町会自治会が了解したからといって、ずっとそこで行ってよいということではないということだけご理解を頂ければと思う。

○中村会長 ありがとうございます。それでは、再度まとめると、事務局から、20 ページの「C 地域で管理する猫を決め、最後まで世話をする。(地域猫活動)」の目的について、現行案では、「地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。」とあるが、これまでの当会議でのご意見や活動者のご意見を受け、地域猫活動の目的は、「地域の合意を得たルールを作り、そのルールに基づいて猫を適切に飼養・管理することで、当面の間、地域の猫によるトラブルを軽減しつつ、その猫の命を全うし、将来的に飼い主のいない猫を減らしていくこと。」と修正したいという提案があったので、このとおりでよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○中村会長 ありがとうございます。では、そのとおりとする。

.....

○中村会長 では、次に、「② 所有者の判明しない猫の引取り」について、事務局から、再度説明をお願いする。

○動物愛護指導センター所長 所有者の判明しない猫の引取りについて説明する。参考資料2をご覧ください。一番上の枠内に法第35条の1項、及び第3項について、上から2番目の枠内に令和元年10月に行われた中央環境審議会動物愛護部会に用いられた資料の一部抜粋を載せてある。令和2年の改正法

の施行に向け、この中央環境審議会動物愛護部会において、複数回審議が行われている。その審議会において、法第35条第3項についても審議されている。法第35条第3項については、基本的な考え方として、所有者不明の犬猫の引取りについては、生活環境被害を防止することが目的であることから、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがある場合は、行政が引取った上で、返還・譲渡に努めることが重要であるとされている。一方で、平成24年の法改正時の付帯決議に基づき、所有者不明の犬猫の引取りを拒否する自治体もあったことから、今回の法改正では、従来の法の規定と実態との整合性を図るために、法第35条第3項にも、引取りを拒否できる場合が規定された。具体的には下から2番目の枠内で示したように施行規則などが併せて改正され、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずる恐れがないと認められる場合と、都道府県などの条例、規則に定める場合は拒否できると規定された。

市では、今回の法改正や法の趣旨を鑑み所有者の判明しない猫の引取りをその拾得者などから求められた場合は、引取り以外の対策、対応によって猫による被害などを防止する方法がとれるかなど、拾得者に十分聞き取りを行う。その上で、周辺の生活環境が損なわれる事態が生じるおそれがある場合や、幼齢などで動物の健康や安全を保持するために必要な場合には、引取りを行う。なお、引取りを行った犬又は猫については、譲渡に努める。

○中村会長 前回の会議で、他の自治体では引取りを行わない事例が提示されたり、ガイドラインなどで記載しない方法もとれるのではという意見があつたが、今の説明を受け、ご意見のある方は挙手を願う。

(発言者なし)

○中村会長 皆さん、意見は出尽くしたということでおよろしいか。では、当会議としては、所有者の判明しない猫の引取りについては、法律に基づいて行われる市の事務であると考えますが、ガイドラインへの記載については、案のとおりでよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○中村会長 ありがとうございます。

.....

○中村会長 次に、「③ 地域猫活動における責任の所在」について、協議する。

前回の会議で、地域猫活動者から、「主体は『地域住民（全体）』とする。世話する人に全てを押し付けてはいけない。」と、ご意見がご提出された。一方、地域猫活動者と意見交換の中で、平川副会長から、「自分が地元で餌やりをしている人に、あなたが飼い主だと言っているように、地域猫活動者が飼い主としての自覚をもって猫の世話をしているのかよく分からぬ。」とご発言があった。また、地域猫活動者からは、「船橋市の地域猫活動が少し停滞してしまった原因は、行政が登録制度を設けたのに対し、活動者が、きちんとルールを守れなかったことではないか。」というご意見があった。見直し前のガイドラインでは、苦情処理は市の役割と位置付けていたところ、市の地域猫活動がうまくいかず、見直しに至ったという背景もある。

これらを踏まえ、ガイドライン案では、活動の主体者が地域猫に関する問題に対応するという構成になっている。地域猫活動における責任の所在については、ガイドライン案のとおりでよろしいか。

○平川副会長 改めて責任者と言われると、何といってよいか分からぬが、私が主張しているのは、地域で餌やりをしている人は、明らかに責任者である。そこに、地域猫活動として団体が関わってくれば、そこも責任の一端を取るべきと思う。そこで困るのが、町会自治会が承認したのだから責任を取れと言われると非常に辛い部分がある。基本は、責任の主体は、餌やりをしている人、地域猫として餌やりをしているのであれば、その地域猫活動団体、個人で餌やりをしていれば、その個人と理解をしている。そのことについて、町会自治会が承認したのだから責任を取れと言われても、町会自治会は責任を取れないでの、承認がしにくい。

○佐藤委員 責任の主体は、地域猫活動に取り組んでいる人でよいと思うが、やはり何か抱えきれない

問題が起きた時には、市に対し相談した時に、助言や何らか一緒に手伝ってくれる、例えばすごく苦情がきた時に、一緒になってそれを解決してくれるような助けがある。それは書いては無いが、多分あるのではないかと思うので、そういうことであれば、この書き方で大丈夫かと思う。

○動物愛護指導センター所長 今の佐藤委員のご意見に対し回答する。市は、問題があった時に、活動の主体者から動物愛護指導センターが相談を受けた時は、図3に書いてあるとおりと考える。市の関与としては、指導や助言という形でフォローしていくようになると考える。

○中村会長 よろしいか。それぞれ定義があるので、ご理解されていると思うが、ガイドライン案では、活動の主体者が地域猫に関する問題に対応するということでおろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 ありがとうございます。

○南川委員 書き方の問題かもしれないが、23ページの、①地域住民の中のア、イ、ウが、イが住民（町会自治会など）と書いてあり、地域猫の世話をする人と猫に困っている人が住民でないような、表現上見えててしまうので、何か工夫出来たらと思う。住民（町会自治会など）も、括弧があるとよく分かりにくくなっているのかと改めて見て思ったので、工夫ができたらと思う。

○中村会長 このような細かい文言の調整は、私と事務局で調整させていただき、もし何か大きな問題があれば、またお詫びするということでおろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 ありがとうございます。

.....

○中村会長 続いて、「④ 地域猫活動における地域住民への周知の方法の検討」について、協議する。これについて、事務局から、説明をお願いする。

○動物愛護指導センター所長 参考資料3をご覧ください。併せて、お配りしたガイドラインの見え消

し版の25ページもご覧ください。

地域猫活動において、地域住民への周知は非常に重要なものです。特に今回のガイドラインの重要なポイントとして、活動の主体者の明示をあげている。参考資料3には、その周知の手法とその効果や留意点を記載した。効果については、地域住民と活動の主体者それぞれの立場から記載した。地域住民にとって、地域猫活動の主体者が分かる、地域猫による被害などの相談先が分かる、地域猫活動に関心を持つことが期待できるといった効果が期待される。一方で活動の主体者にとって、地域猫による被害や、地域に生息する所有者のいない猫の情報を得る手がかりとなる、トラブルになる前に苦情へ対応するなど地域住民と話し合うことができる、活動の主体者以外の無責任な給餌を防止することが期待できる、地域猫活動への協力者を得ることが期待できるといった効果が期待される。利点や留意点については、それぞれの手法ごとに記載した。例えば、チラシを配る場合、どの範囲まで配るのか、一度だけ配っても転出や転入があるので、再度配ったりする必要があるなど留意点がある。

今回ガイドラインでは、その手法の一例としてチラシの配布、掲示板、町会の集まりなどでの活動報告会をあげた。参考資料3の方には、その他として、看板や戸別訪問についても記載した。

今回議論をお願いしたいのは、周知の手法としてどこまでガイドラインに示していくかという点です。あくまでも地域猫活動については、その地域ごとのルールがベースにあるべきですが、ガイドラインに記載することによりやらなければならないものと解釈されてしまう恐れもあると考えている。例えば、看板など常時掲示していくものや、逆に戸別訪問のように、現実的に複数回行うことができないものをどうしていくかという問題です。

地域猫活動は、地域住民の理解と合意形成があつて開始されるものであるから、必ずしも看板のように常時掲示していくものは必要ではないかも知れない。これは前回会議にお呼びしたNPO法人ふなばし地域猫活動の清水代表からも同様の話をいただいた。

説明は以上になる。

○中村会長 チラシ、回覧板、看板や戸別訪問など、地域住民の方へ地域猫活動を周知する方法は色々考えられると思う。前回の会議において紹介のあった、地域猫活動者が実際に行った周知方法は、電話番号を知らせるチラシを配布したことだった。また、地域住民へ活動者の顔が知れているので、看板の設置は必ずしも必要ないというお話もあった。

今の事務局の説明を受け。地域猫活動を地域住民へ周知する方法について、ご意見のある方は、挙手を願う。

○駒田委員 地域にもよると思うし、そこの地域猫活動のやり方にもよると思う。町会自治会の協力の範囲にもよると思うので、ガイドラインには、チラシ等のような形で書いたらよいと思う。ただそこで、チラシについてだが、できれば市で作って欲しい。市で作っていただき、清水さんが仰ったように、電話番号を公開できるのであれば、こここの地域は我々が管理しています、何かあったら電話してくださいと書いていただいてもよいし、書けないのであれば、名前なりグループの名前だけでもそのチラシに書いていただき、元となるチラシについては、市で作っていただき、こういう趣旨で地域猫活動をしているので協力をお願いします、のような、市のチラシがあるとよいと思う。

○動物愛護指導センター所長 チラシについては、先程の、責任の所在の議論の中で、活動者としての責任と、市から協力をお願いしますというようなことをどこまで市が書くと今度は市の責任になるのか、その辺りは今後検討の余地があるかと考えている。

○平川副会長 非常に難しい内容である。立場が違うとすごく違ってしまうので。私の立場と泉谷委員の町会では、同じ町会長でもすごく違う。泉谷委員のところは、地域猫活動を行っている団体があるので、泉谷委員はその団体から依頼を受ければ、それは過去の経緯から、チラシを回覧などできると思う。ところが、私の町会自治会や周辺には、そういった地域猫活動を行っている団体がない。そのような団体がない中、地域猫活動といってそういうものがあるとチラシを配って欲しいと言われたときに、配れ

るかどうか非常に難しい。要は、言い方が悪いが、言い方が分からぬからこう言うが、例えば、趣味のサークルの活動の依頼、会員募集とは訳が違う。一定の目的をもって、一定のスタンスがあり、それが全ての人に受け入れられるものでない場合に、それを町会として出してよいのか。例えば、私の場合だが、私が猫の不妊手術を行っていますということで猫好きと思われたのかもしれないが、苦情の電話が何件かあった。町会とは、そういうところである。自分の気に入らない事態が発生すると、それはおかしいと必ず誰かがクレームをつける。それに、この地域猫活動の方が返事してくれるのであればよいが、やらないのであれば、会長が全てそれに答えなければいけない。泉谷委員の町会は、地域猫活動を行っていることを皆さん知っており、認知されているので、その団体から協力依頼があったからと出すのは、それ程難しくはないのかもしれないが、何も無いところに、いきなりそれをして出すと、なぜここで猫の餌やりを始めるのかという話になりかねないということで、非常に難しい気がする。だから、できればこの部分については、あまり触らないで欲しいと思う。それは、チラシが来た時に、自分で判断をしてできると思えば行うが、中にはそうでない団体もいないと限らない。ここでガイドラインに書かれ、町会自治会に求めてきたらお断りできなくなる。その部分は大変難しいところがある。

○中村会長 ありがとうございます。ガイドライン案の中の、チラシなどの回覧、配布の辺りで、参考資料3に書いてあるとおり、市の考え方としては、地域の状況に合わせた周知方法をとることが望ましいとあるので、これ以上は細かく文言を書き足したりしないで、後は地域の判断という形ができるのではないかと考えるがいかがか。

○南川委員 この④の中だが、アとイ、ウ、エは、少し質が違う。アの活動の主体者の明示は、ある程度必要である。イ、ウ、エは、周知方法なので、仮に「イ 周知方法」とし、以下のような方法があり、地域の実情に応じた周知方法で行うことが望ましいというようなことを入れ、その下に、(ア)、(イ)、

(ウ)のように、チラシなどの配布、回覧、掲示板、活動報告会などと書く。戸別訪問や看板を入れるかどうかは、色々あると思うが。このようにした方が、このままだと、イ、ウ、エが絶対なのか、地域の実情に応じて任意で色々な方法の中から選んでくださいというところなのかが不明確と思った。書き方の問題だと思うので、後の表現はお任せするが、検討した方がよいと思った。

○中村会長 ありがとうございます。そうすると、アの部分を残し、イ、ウ、エの周知方法を一つにし、このように地域の状況に応じた周知方法を検討することが望ましいとし、(1)掲示板、(2)チラシなどの配布のようにした方がよいということでおろしいか。私も、ご指摘のとおりと思ったので、事務局と相談させていただき、形を整えたいと思う。看板や、戸別訪問に関して、言及した方がよいか、何かご意見はあるか。

○駒田委員 戸別訪問や看板に関しては、方法論の一つと思うので、ガイドラインには書かなくてもよい。もし、地域猫活動を始める方々に何かお渡しできるものがあれば、こういう方法もあると示してあげる方がよいと思う。

○中村会長 ありがとうございます。駒田委員から、ガイドラインでは敢えて看板や戸別訪問の文言を入れなくてよいのではないかというご意見があった。現行どおりの案でよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○中村会長 では、先程の、ア～エに関しては、私と事務局で文言を調整することとし、私に一任していただいてもよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○中村会長 ありがとうございます。

○動物愛護指導センター所長 色々な自治体では、チラシなどで周知をして理解を得るという自治体も結構あるようである。前回、清水代表のお話を聞いた時に、やはり、連絡先をそこに記載していくことが重要なのかと思った。そうしないと、ここで活動をしているのが、誰が行っているのかというような話になり、ここで起こっている問題や苦情は誰に相

談すればよいのかというのが分からぬので、そういったところは重要と考える。

○中村会長 ありがとうございます。一通りご意見をいただけたと思おうが、他に意見はあるか。

○駒田委員 見え消し版の20ページのところで、Aが飼い主を探し屋内での飼養を目指す、これが一番の理想と思う。その次と言つたら、TNRよりも皆で世話をする方かと思う。地域猫活動がTNRよりも順番が上かと思う。それはどうか。

また、この間清水さんに指摘されたが、そもそもTNRと地域猫活動を分ける必要があるのかと仰つた。10年前に最初に地域猫活動を聞いた時には、地域猫活動の中にTNRが入っていて、TNRという言葉が今は独立しているが、独立してないで、地域猫の中で不妊去勢手術をします、ふやさないようになりますとなっていた。いつの間にかその部分だけが独り歩きしてしまった。それはそれでよいのだが。町会長が判子を押さないと何も活動ができないというのであれば、TNRはとりあえずしなければいけないと思う。真っ先にしなければいけないと思う。理想としては、それよりも、地域の同意を得た方がよいのではないかと思うので、こここの書き方が少しピンときていねい。

○動物愛護指導センター所長 色々な考え方があると思う。理想から順番に並べていくのか、あるいは、TNR+M(マネージメント)というような考え方、TNRをした上で、その後のマネージメントをどうしていくかというような考え方もあると思う。なので、TNRの後のマネージメントなのか、地域猫活動の中にTNRが含まれているのかという考え方でこここの書きぶりは変わると考えている。今回ガイドラインに書いたのは、この会議の中でも議論があつた中で、まずはTNRが先かというご意見があつたと思っているので、こうなっているが、委員の方のご意見を頂戴したい。

○平川副会長 今の話だが、TNRであつても、地域猫活動であつても、飼い主のいない猫に対する地域での取組みの一つで、どちらが上でどちらが下ではなく、それが別々でもなく、地域猫活動がTNRを取り込んで行ってもよいし、TNR活動だけをし

ている人が、地域猫活動のお手伝いをしていただくことも可能ではないかと思う。これは、並列で動いていいってよい事業でないかと思う。

○保健所長 事務局で考えているのは、TNRは地域猫活動をする上で不可欠な手段であり、地域猫活動をするのであれば、TNR活動が合わせて必要なことで、地域猫活動をする上での前提条件となる。地域猫活動は、地域の理解や合意が必要ですから、我々も地域猫活動を前面に出すと、自治会の中でも色々とご意見などがあると思う。その意味では、TNR活動はあくまで前提の話なので、各自治会の色々考え方があると思う。事務局で自治会を縛るなど、そういう形にはしたくない。そういう意味では、前提条件であるTNR活動を先にあると考え書かせていただいたことをご理解いただければと思う。

○泉谷委員 今色々話があったが、私の自治会では、TNRと地域猫活動の両方合わせて、地域猫活動とした概念で私は扱っている。地域猫という一つのくくりからというと、両方あって然るべきと思う。私が今取り組んでいる方法が正しいかどうかは分からないが、両方ともそういう形でよいのではと考える。地域猫活動をどうするかとした問題からしたら、分けなくてもよい。

○平川副会長 TNRというこの文字が、私の行っている活動の後ろ盾となっている。こういうことがあるので、お宅の猫を捕獲して手術をさせてくれないか、手術後はここへまた返すということを、猫に餌やりをしてふえて困っている所へ行き、TNR活動というのがあるという話を聞いていている。これが無いと、なぜ家へ返すのかと言われたことがある。返すと言っても、ここにいた猫で、お宅が餌やりをしていた猫ですから当然そこに返すのです。TNRという活動があり、そのような活動の中で行つてるので協力してくださいと言つた。結構、後ろ盾となっていることは確かである。

○中村会長 ありがとうございます。個人的な意見だが、これのどれも優劣は無く並列であり、私の考え方だと、Aは個人、一人でもでき、Bはそれが少し大きくなつたこと、Cになると、地域としての活動となり、広がり方としては、まとまつていると感

じる。含めた方がよいというのであれば含めるが、事務局案のとおりで納得していただけるのであればこのままにしたいと思うがいかがか。

○駒田委員 納得いかない訳ではない。これを送つていただいた物を見ていて、ずっと引っ掛かっており、頭の中で、これでよいのかと思っていて、色々思い返してみると、最初の頃の会議で、TNRは地域猫活動の中に入るのではないかという議論がされていたのを思い出し、結局、それでこのようになつたのだろうと思ったが、気になったので言わせていただいた。平川副会長が仰るのもよく分かった。

○中村会長 ありがとうございます。大きく修正しなくともよいか。

○駒田委員 はい。

○石川委員 先程仰っていた、TNR+MのMはどこまでのマネージメントなのか。

○動物愛護指導センター所長 イメージでの話になつてしまふが、TNRは、捕獲し、手術し、戻すまで終わつてしまふが、その後のマネージメントとは、猫の生息状況を把握して、例えば新しい猫が入ってきたりすることもあるでしょうし、もちろん、給餌、給水、ふんの始末など、そういうところまで含めると、ほぼそれは地域猫というような活動になると思う。

○石川委員 Cの地域猫活動のところに、共生を目指し不妊手術を行つたり、と書いてあるところを、例えば、TNRを行つた上でのような形で、プラスアルファ、地域で猫を見守つていくのような形で書くと、中村会長が仰つたような広がりのような形が分かりやすいのかと思ったが、いかがか。

○中村会長 私と事務局で細かい調整をさせていただこうと考えるがよろしいか。

○石川委員 はい。

○衛生指導課長 回答が、今の石川委員のご意見の前のものであるが、先程の、駒田委員からのご意見のA、B、Cのところにも大きく関係すると思うが、ガイドライン案の図2飼い主のいない猫対策の検討例で、⑧TNR活動、⑨地域猫活動の上に、継続的な猫の飼養管理が難しい場合と、継続的な猫の飼養

管理ができる場合のところだと思う。地域猫活動をするにあたつても、TNR活動をするにあたつても、人手が必要だと思うが、今後活動を続けていくにあたり、飼養管理ができる場合に地域猫活動が可能で、今のところは、飼養管理が難しいということであれば、まずはTNRをするという、先程のご意見のとおり、まずは不妊をしていただき、猫の数を抑えていくということになると考へる。

○中村会長 ありがとうございます。

○駒田委員 詳しくは調べてないが、今少し調べてみたところ、TNR+Mというのは、+Mの活動の中には、どうも地域の理解というのは加わつてないような感じである。そうすると、本当に言葉の定義になる。TNRというのがあり、TNR+MやC、マネージメントやケアなども言うようだが、TNR+MやCがあり、地域の理解が得られると地域猫活動となるというような順番というか、広がりのような感じと思った。

○中村会長 22ページの図を見ても、順番ではなく、並列で置かれているので、特にその前の説明も順番ということではないので、このままよいと思うが、いかがか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 ありがとうございます。何か他にあるか。

○南川会長 大小2点ある。まず、大きい方が、今回、動物愛護法で改正された、第25条の話が、ガイドライン上詳しく出てきていないことに気付いた。

「4、(3) 飼い主のいない猫への関わり方」に関わつてくると思う。仮に入れるとすると、2段落目の、「しかし、給餌することで周辺に迷惑をかけてしまっては、その行為に対し地域住民の理解を得ることは難しくなります。」の後に、例えば、「今般動物愛護管理法の改正により、給餌給水によって、周辺の生活環境が損なわれている事態が生じている時は、行政による指導、助言の対象となります。行政からの指導、助言に従わず、改善勧告にも従わない場合は、刑事罰の対象となることが規定されました。」といった、その辺りの記載を、全く出てきていない

ので入れた方がよい。それとの関係で、動物愛護法の抜粋の中で、罰則規定に第44条は入っているが、改正法の第46条の2に、第25条第3項、第4項に従わない場合は罰金の対象となるという罰則規定が設けられたので、今般の動物愛護管理法の改正に伴うガイドラインの見直しという趣旨を考えると、どこかに入れた方がよい。

もう一つは、小さい点だが、「6 各種問い合わせ先」のところで、前回指摘のあった、「※近隣の市を管轄する保健所～」のところに、その趣旨を入れた方が分かりやすい。動物は色々移動するからのように。例えば、海神に住んでいる方が、市川に連絡するが、習志野にはいいのかというところにもなる。なぜ、近隣にも連絡をしなければいけないのかという趣旨を入れた方が、どこまで連絡をするかの目安となるのかと思った。

○動物愛護指導センター所長 第25条については、条例にも飼い主のいない猫については規定しなかつたので、非常に重要な項目になる。「(5) 地域猫活動について、①それぞれの関係性、②市」のところに若干記載がある。南川委員のご指摘のあったことについて、文言について会長と事務局で調整させていただきたいと考える。

○中村会長 ありがとうございます。南川委員そのような形でよろしいか。

○南川委員 はい。お任せするので、ご検討いただければと思う。

○中村会長 他にご意見はあるか。

○切替委員 小さなことで恐縮だが、7ページの「(7) 逸走（脱走）防止」のところで、最後の下から2行目のところで、脱走と書くと、家が嫌いな感じがした。家は、一番好きな所でないと困るので、一番最後の逸走（脱走）のところは、飛び出しでもよいのではと思った。「ケージの不具合箇所から飛び出したりしないように」というような形はいかがか。

もう一点、「[1] 災害対策」のところで、「動物の毛などによるアレルギーの人なども避難します。」のところの、アレルギーの人を、アレルギーを持つ人、または、アレルギー症状を持つ人とした方がよいと思った。

○中村会長 ありがとうございます。脱走を飛び出しにすることに関して何かあるか。

○動物愛護指導センター所長 文言については検討させていただく。逸走という言葉が、市民の方にどれだけ浸透している言葉なのかということを今回考慮し、（脱走）を加えた。切替委員のご意見を参考にし、例えば、逸走という書き方にするのか、最終段階になっているので、会長と話を進めてお示したい。

○切替委員 全部でなく、最後のところだけは飛び出しでもよいのかと思った。

○保健所長 今のご指摘のところについて、広い意味では検討はしてみたいと思う。せめて最後のところだけでもと仰ったところは、その一つ上の行にも飛び出しという言葉が出ているので、その流れでみると、仰っていることはごく自然だとは思う。ただ、もっと広い意味も含めて、もう一度念のため事務局で検討し、会長に相談させていただければと思う。

○中村会長 ありがとうございます。他に意見はあるか。

○平川副会長 南川委員にお聞きしたい。犬及び猫10頭以上というのは、猫15匹ならよいのかというふうにはならないか。

○南川委員 それはならない。

○平川副会長 犬と猫を合わせて10頭以上と書いてある。これは合わせてだから、自分は猫だけで20頭だからいらないとなならないかと思った。

○駒田委員 県条例もこうなっている。

○中村会長 では、修正箇所が幾つかありましたので、ガイドライン（案）につきましては、私と事務局で最後体裁を整えさせていただき、条例の施行と同じ、7月1日に発行するということでよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 今回ガイドラインの見直しに当たっては、コロナ禍であり、委員の皆様には、非常に忙しいスケジュールの中、ご協力をいただきありがとうございました。欠席委員もおらず、本当に根気よく議論をしていただき、このようにガイドラインができあがり心から安堵している。ありがとうございました。委員の皆様には、動物愛護団体、市民、町会

自治会、弁護士といった別々の分野からご意見をいただき、大変勉強になった。最後に、犬や猫の飼養については、社会の秩序を守りながら、かわいそうな動物をこれ以上生み出さないようにするほか、人に迷惑をかけないことを予防することが大事だと思う。船橋市の住環境や、高齢化や孤立化などといった社会状況など、気に掛けなくてはいけないことは多くあるが、犬や猫が適正飼養され、人と動物との調和のとれた共生社会を作るために、改めて関係者の皆様のご尽力を期待したいと思う。本当に、ご協力ありがとうございました。

.....

2. 次回の会議について

【説明】

○動物愛護指導センター所長 本日、第16回動物愛護管理対策会議で、皆様にガイドライン（案）について、最終的なご意見を頂戴した。

次回は、令和3年8月頃を予定している。その中では、「犬猫の飼養・管理に関する普及啓発の内容について」ご意見をいただけたらと思う。また、「多頭飼育の届出状況について」は、7月1日から条例が施行されるので、その届出状況の報告ができたらよいと考えている。その他にも、検討していきたいと考えている。

○中村会長 お聞きのとおりです。本日説明のあつた、犬猫の飼養・管理に関する普及啓発の内容について、多頭飼育の届出状況についてなどを次回の議題としたいと思いますが、よろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 では、次回の会議では、事務局提案のとおりとする。

次回の会議ですが、日時は、後日事務局と調整して決定することとしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 他に、ご意見はあるか。

○駒田委員 ガイドラインの最後に、対策会議の委員名簿が入っているが、今現在の方々の名前しか載

っていないが、これ以外にも長年ご協力いただいた委員の方々もいるので、その方々も書いたらいかがかと思った。また、私の所属が違うので、これは修正してください。

○動物愛護指導センター所長 大変失礼いたしました。後程、修正します。

○石川委員 ガイドラインは、皆様お忙しい中、色々と犬猫のために考えてくださりありがとうございます。修正前は、禁止事項がすごく多かった。これをやつたら駄目という感じの書き方がすごく多かつたが、これは義務なので行ってくださいという伝え方になり、すごく良くなりよいと思った。ありがとうございました。また、猫のことで、これは余談だが、今イオンペットで、ライフハウスという犬猫用の譲渡施設をイオンの中に構え、飼い主希望されている方を見つけるという取組みをずっと行っているようである。私が住んでいるところは、習志野が近いので、最寄のイオンでは、千葉市のセンターの犬猫についてよく募集されており、飼い主希望される方と猫が会えて、幸せな猫が沢山いるように見受けられる。船橋市でも、市内のイオンの施設にお願いしてみることはできないか。犬や猫が、動物愛護指導センターの中だけでなく、そういう所で色々な方に見ていただくことで、動物愛護指導センターの活動等もより皆様にご理解いただけるのではないかと思われる。いかがか。

○衛生指導課長 ありがとうございます。イオンと船橋市で提携を進めていたかと思う。各課で、どういう取組みをイオンと協働できるか、お願いできるかということが現状もあるので、その中でお話をさせていただき、いつ実現するかというのは、これから過程で分からぬが、可能性としてはあると考えている。

○中村会長 以上で、第16回動物愛護管理対策会議を閉会する。

午後3時45分閉会

[閉会後]

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。

また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

また、ガイドラインの作成にあたり、実際に市民の皆様が使えるガイドラインとなるよう、非常に重要なご意見をいただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

[出席委員]

中村会長

平川副会長

泉谷委員

切替委員

駒田委員

石川委員

佐藤委員

南川委員

[欠席委員]

なし

[関係職員]

筒井保健所長

高橋保健所理事

松野保健所次長

岩田衛生指導課長

竹田衛生指導課長補佐

鈴木動物愛護指導センター所長

千葉動物愛護指導センター副主査

小林動物愛護指導センター主任技師

[傍聴者]

4人